

那 覇 市 公 告 第244号
令 和 5 年 7 月 13 日

「那覇市教育委員会総務課保存マイクロフィルム複製・廃棄業務委託」
に係る制限付一般競争入札について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市教育委員会総務課保存マイクロフィルム複製・廃棄業務委託
- (2) 履行場所 那覇市教育委員会生涯学習部総務課
- (3) 履行内容 別紙「マイクロフィルム複製・廃棄業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 令和4・5年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者で、希望業種として「業種コード3 特殊印刷」に登録している業者であること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 本市内に本社又は営業所等があること。

3 契約条項を示す場所 那覇市教育委員会生涯学習部総務課

4 仕様書等配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和5年7月20日(木)～令和5年7月26日(水)
9時00分～16時00分まで
(12時00分～13時00分、土曜日、日曜日を除く)
- (2) 配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎11階
那覇市教育委員会生涯学習部総務課窓口
及び那覇市ホームページで配布。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間 令和5年7月20日(木)～令和5年7月26日(水)午後5時まで
- (2) 質問方法 「質問書」をFAX送信により提出。

【那覇市教育委員会生涯学習部総務課 Fax：098-917-3520】

- (3) 回答方法 令和5年7月27日(木)に入札参加予定者にFAXにて回答

6 入札説明会

入札説明会は実施しません。仕様書等を熟読した上でご参加ください。

7 入札参加申し込み

- (1) 入札参加申し込み期限 令和5年7月28日(金)午後4時まで
- (2) 提出書類 入札参加申込書
- (3) 提出先 直接の提出か、FAX送信による提出とする。

FAX送信後は、必ず確認の電話をすること。

【那覇市教育委員会生涯学習部総務課】

Tel：098-917-3500 Fax：098-917-3520

8 入札の日時など

- (1) 入札日 令和5年7月31日(月) 13時15分 受付開始
13時30分 入札開始
- (2) 入札場所 那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎10階1002A会議室
- (3) 入札方法 直接投函
- (4) 入札時提出書類
ア 入札書
イ 代理人が入札する場合にあっては委任状

9 入札書の記載方法

- (1) 入札参加者は、入札条件等を熟知のうえ、入札に参加すること。
- (2) 所定の「入札書」必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、登録印鑑届出印を押印すること。
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない額とすること。
- (4) 代理人により入札を行わせる場合は、所定の「委任状」に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格者名簿に登録された事業者は、印鑑登録された代表者印と代理人の印を押印すること。代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

- (8) 郵便による入札は認めない。
- (9) 入札執行回数は3回までとする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理を
なした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条第1項第9号により免除する。

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

本案件は予定価格を公表しない。1回目で落札しない場合は、2回目、3回目の入札を引き続き行う。2回目、3回目に使用する入札書は入札参加者であらかじめ準備すること。

13 その他

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
 - エ 入札会場に入室前に、備え付けの消毒薬で手指消毒をすること。

オ 入札会場は、換気のため窓を開け、入札参加者の座席の距離をとることと
している。

(3) 提出された書類は返却しない。